

特定復興再生拠点区域外（中間貯蔵施設区域は除く）への  
住民帰還に向けた取組について

住民生活課

1. 双葉町の現状について

- 令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、令和2年3月4日に先行的に避難指示解除された旧避難指示解除準備区域と合わせて、町域の約15%に相当する約555haが居住可能な区域となりました。
- しかし、依然として町域の約85%は帰還困難区域であり、引き続き町全域の除染と避難指示解除を国に求めているところです。

2. 帰還困難区域に関する取組について

- 政府は令和3年の「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」の中で、「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく」としています。
- 取組の具体化として、平成23年3月11日時点で帰還困難区域（中間貯蔵施設区域は除く）にお住まいであった方を対象に町・国共同で帰還意向調査を令和4年8月から実施し、令和5年2月7日時点で対象世帯410世帯のうち、210世帯から回答をいただきました。（下表参照）
- また、令和4年9月には、与党東日本大震災復興加速化本部の第11次提言の中で「大熊町、双葉町でモデル事例となるよう先行的に除染に着手」するよう提言されています。
- これらを踏まえ、令和4年12月23日に閣議決定された政府予算案の中では、令和5年度から大熊町、双葉町の一部地域で先行的に除染に着手するための除染費用を含む経費が計上されています（特定復興再生拠点区域外に係る除染等事業：60億円）。
- また、こうした政府の方針を実現するため、令和5年2月7日には、福島復興再生特別措置法の改正案が閣議決定され、国会に提出されたところであり、今後国会における審議が予定されているところです。

帰還意向調査 世帯ごとの送付・回答状況及び概要（2月7日時点）		
	実績	備考
送付世帯数	410	
返送世帯数	210	世帯別の回答率：約51%
帰還意向あり	92	世帯員のうち1名以上が「帰還意向あり」と回答した世帯数
帰還意向なし	44	世帯員全員が「帰還意向なし」の世帯数
保留	74	「帰還意向あり」の世帯員が0名で、かつ1名以上が「保留」と回答した世帯数

### 3. 先行的な除染の対象区域について

- 次年度からの先行的な除染の対象区域を選定するにあたり、町としては特定復興再生拠点区域を設定した際に生じてしまった行政区内の分断解消を第一に考えました。
- また、行政区内の分断解消に加え、先行事業としての規模感、帰還意向調査の結果等を踏まえ、町としては、下長塚行政区並びに三字行政区を先行除染の対象区域として国に要望してまいります。

以上